

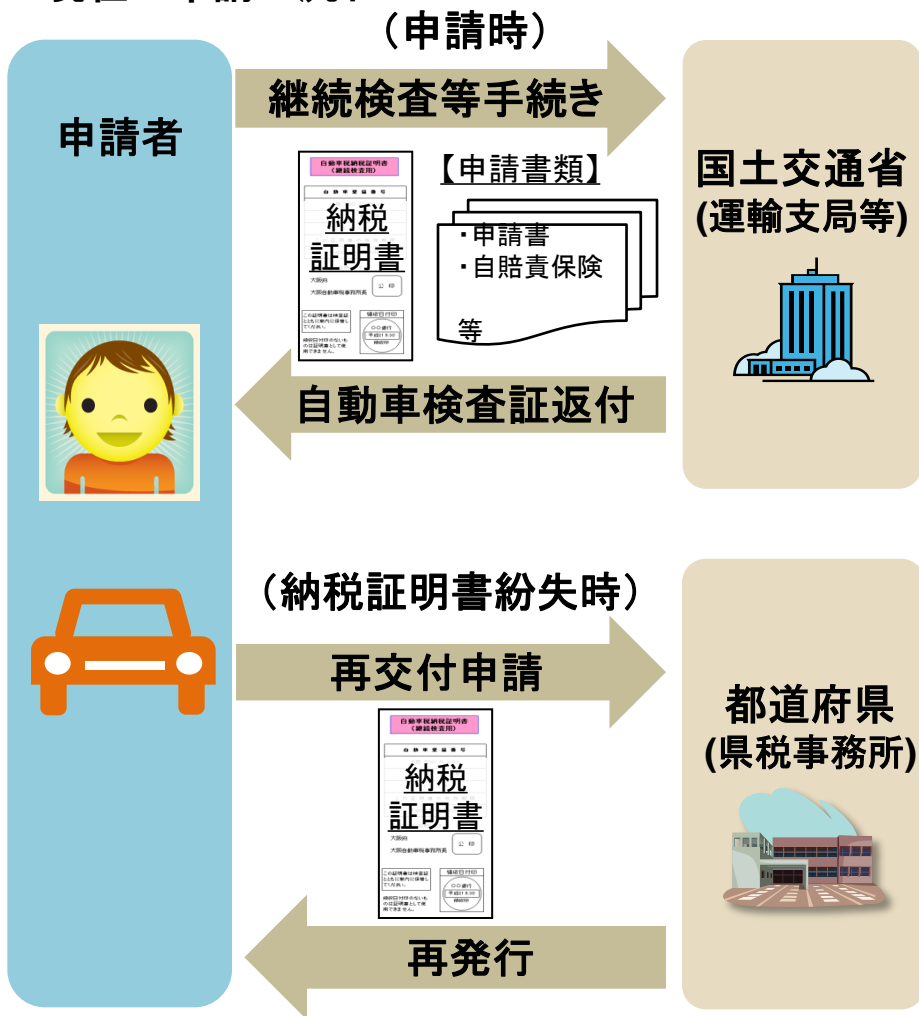
平成27年4月から継続検査等申請時における 自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります!

平成27年4月1日から、都道府県と国土交通省(運輸支局)との間で電子的に納税情報を確認する仕組みが構築されたことから、運輸支局において納税証明書を提示しなくても継続検査等(継続検査・構造等変更検査)を更新することができるようになります。

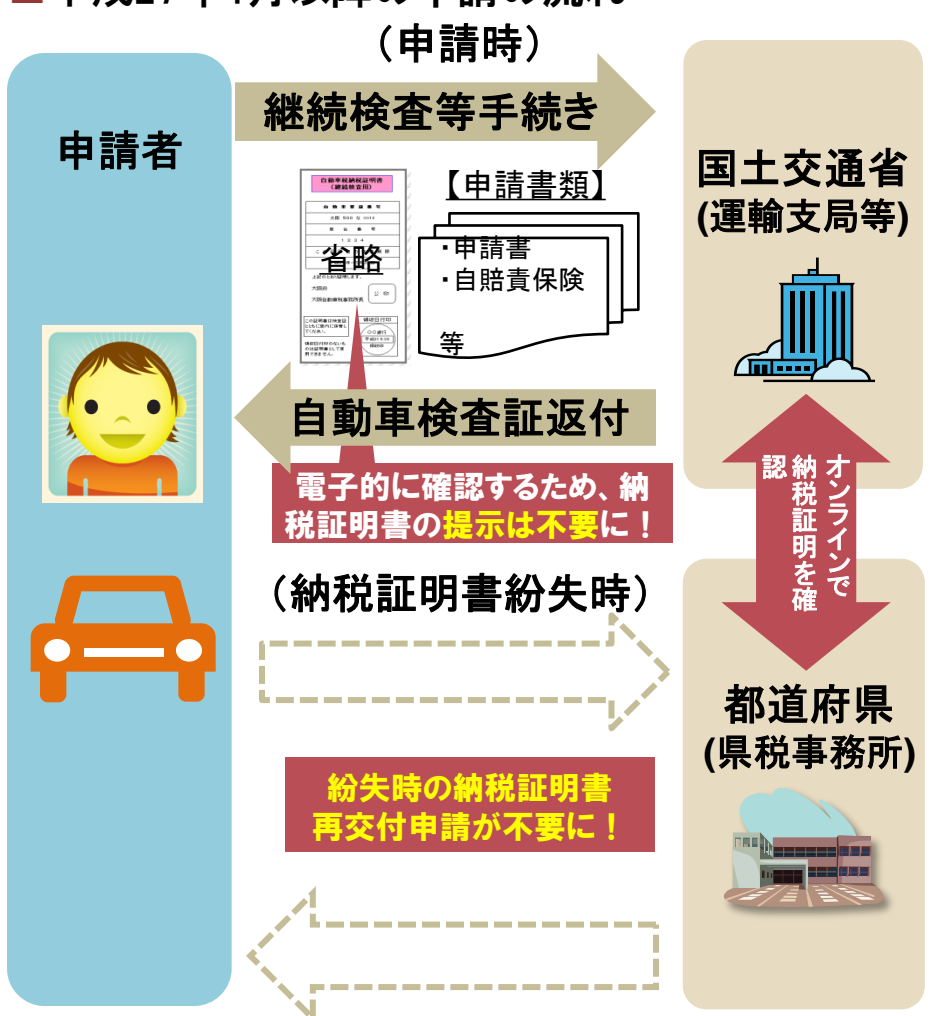
※継続検査等を受けるためには、これまでどおり自動車税の滞納がないことが条件になります。

※軽自動車税(軽自動車・バイク)は従来どおり納税証明書が必要になりますので、ご注意ください。

■現在の申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



【ご注意ください! ~以下に該当する方は納税証明書の提示が必要です~】

○自動車税を納付後、すぐに継続検査等を受検される方

納付方法や時期により運輸支局で確認がとれるまで、4~17日程度がかかる場合がありますので、自動車税を納付後すぐに継続検査等を受検される方は、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。